

(別記)

## 食品添加物である酵素の生産菌の届出及び公開に係る実施要領

### 1. 届出対象品目

指定添加物及び既存添加物のうち、酵素である70品目（別添参照）。

### 2. 届出を行う者

酵素の製造を行う事業者。

(※) 販売や輸入のみ行っている事業者の届出は不要。

(※) 海外の製造事業者により製造された添加物を日本に輸入する場合、輸入事業者ではなく海外の製造事業者が届出を行う必要がある。

### 3. 届出の方法等

(1) 届出対象品目を製造等していない旨の届出は不要である。

(2) 届出対象品目につき添加物としての製造等の実態がある場合には、以下の登録フォームにて必要事項を入力し、届出すること。なお、既に酵素の製造に使用している生産菌については、令和7年12月31日(水)までに届出を行うこと。

登録フォーム：

[https://www.nihs.go.jp/dfa/dfa\\_jp/application\\_form\\_g\\_enzyme.html](https://www.nihs.go.jp/dfa/dfa_jp/application_form_g_enzyme.html)

### 4. 届出フォームの入力時の留意点等

以下の内容について消費者庁ホームページに掲載されている登録フォームに入力し、届出を行うこと。なお、届け出た内容については、届出事業者の代表者の責任において間違いがないこと及び虚偽がないことを宣言して届け出るものとする。

#### (1) 届出を行う事業者に関する情報

- ① 法人名称、事業者名称
- ② 代表者職名
- ③ 代表者名
- ④ 所在地
- ⑤ 電話番号

#### (2) 届出責任者に関する情報

- ① 届出責任者名
- ② 届出責任者職名
- ③ 届出責任者電話番号
- ④ 届出責任者メールアドレス

### (3) 届出を行う酵素の情報

- ① 当該酵素は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に適合していることを確認したものである。  
ドロップダウンリストから該当するものを選択すること。
- ② 当該酵素の種類  
ドロップダウンリストから該当するものを選択すること。
- ③ 酵素名  
ドロップダウンリストから該当するものを選択すること。
- ④ 生物の分類群  
ドロップダウンリストから該当するものを選択すること。
- ⑤ 学名（属種名）  
ドロップダウンリストから該当するものを選択すること。
- ⑥ 学名の同定方法  
該当するものを選択すること（複数選択可）
- ⑦ 菌株名  
直接入力すること。
- ⑧ 販売開始年  
ドロップダウンリストから該当するものを選択すること。
- ⑨ 最終食品における残留形態  
ドロップダウンリストから該当するものを選択すること。
- ⑩ 備考  
自由記載

## 5. 届出フォーム送信後の確認事項

### (1) 届出受付メールの受信確認

届出フォーム送信後、登録したメールアドレスに、届出受付メールアドレス（enzyme.add.caa@pcresearch.jp）よりメールが送信されるため、必ずメールを受信したことを確認すること。

事前に、届出受付メールアドレスから受信可能な設定をしておくこと。  
当該メールアドレスは配信専用のため、返信は不可である。

- ### (2) 届出受付書の確認届出フォームのマイページから「届出受付書」を表示及びダウンロードすることが可能である。なお、届出受付書は届出入力されたことを証明するものであり、届出された酵素が成分規格に一致していることを消費者庁が認めた証明書ではない。よって、届出内容に疑義が生じた場合は、消費者庁から届出事業者へ照会を行う。

### (3) 届出番号の付与

届出番号は、届出毎（各酵素の生産菌株名毎）に付与される番号で、届出受付書に記載される。

## 6. 届出情報（名簿）の公開

届出された生産菌に関する情報については、企業の知的財産等に属する部分を考慮した上で、消費者庁ホームページにて名簿を公開する。なお、届出された内容に疑義が生じた場合は、消費者庁から事業者へ照会をした上で名簿へ掲載しない判断をする場合がある。

### (1) 公開する情報

公開する主な情報は以下の①～⑤とするが、その内容は適宜変更する場合がある。

- ① 酵素名
- ② 生産菌の学名（属種名）
- ③ 届出番号
- ④ 届出日
- ⑤ その他、公開が必要と判断した情報

### (2) 名簿の更新

消費者庁は公開した情報について、定期的に更新を行う。

## 7. 届出の期間と公開スケジュール

- (1) 令和7年12月31日までの届出情報については、令和8年中に消費者庁ホームページにて名簿に掲載し、公開する。現在既に酵素の製造に使用している生産菌については、令和7年12月31日までに届出を行うこと。
- (2) 令和8年1月以降の届出情報については、名簿を定期的に更新する際に掲載する。

## 8. 生産菌の削除の届出

届出済みの生産菌を酵素の製造に使用しなくなった場合は、消費者庁ホームページに掲載された登録フォームから削除の申出をすること。削除の申出がされた生産菌については、消費者庁において管理する届出情報からは速やかに削除されるが、公開している名簿上からは更新する際に削除される。

## 9. 生産菌の学名の変更等の届出

事業者は、届出している生産菌において学術的な学名の変更等を把握した場合、速やかに届出している生産菌の削除の届出及び学名の変更後の生産菌の登録の届出を行うこと。また、届出後速やかに、メールにて消費者庁食品衛生基準審査課添加物係へ学術的な学名の変更等があった旨及び根拠となるデータ（例：関係学会ホームページ、学術論文等）を添えて申し出ること。

## 10. 変更の届出

届出事業者の法人名・事業者名称を変更した場合は、速やかにメールにて消費者庁へ変更内容を申し出ること。その際、当該事業者が届出している酵素の生産菌株の届出番号を添えること。

- ※ 消費者庁・食品衛生基準審査課ウェブサイト（分野別施策 [食品添加物]）  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards\\_evaluation/food\\_additives](https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives)
- ※ 連絡先：消費者庁食品衛生基準審査課添加物係  
電子メール：g.enzyme.add@caa.go.jp